5東彼告示第86号

東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年6月23日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱(平成28年要綱第38号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後
(趣旨)
第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、
地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚
姻した <u>夫婦に対し、</u> 予算の
範囲内で補助する東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金(以下「補助
金」という。)について、東彼杵町補助金等交付規則(平成16年規
則第22号) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(定義)
第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号
に定めるところによる。
(1) 新婚夫婦
_夫婦の <u>双方の</u> 年齢が <u>39</u> 歳未満の夫婦 <u>であり、次に掲げるいずれか</u>

_夫婦の<u>双方の</u>年齢が<u>39</u>歳未満の夫婦であり、次に掲げるいずれかに該当する夫婦をいう。

ア 交付決定年度(以下、「当該年度」という。)の前年度の3月 1日から当該年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦 改正前

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、 地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯のうち、民間賃貸住宅等の居住に係る経費の一部を予算の 範囲内で補助する東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金(以下「補助 金」という。)について、東彼杵町補助金等交付規則(平成16年規 則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 新婚世帯 補助金の認定申請をする日(以下「認定申請日」 という。)において、婚姻の届出の日から1年以内の夫婦であって、 夫婦の合計 年齢が80歳未満の夫婦(以下「新婚夫婦」という。) を含む世帯 をいう。

[新設]

- <u>イ</u> <u>当該年度に本町に転入した夫婦であり、補助金の交付申請をす</u>る日において、婚姻日から1年以内の夫婦
- (3) 住宅取得費用 婚姻を機に新婚夫婦が町内の住宅を取得する ために支払った費用をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅 については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得し た住宅であること。
- (4) 住宅のリフォーム費用 婚姻を機に新婚夫婦が町内の住宅を リフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上 を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。 ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構 に係る工事費用を除く。また、婚姻日より前に実施したリフォーム にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施し た当該住宅のリフォームであること。
- (5) 引越費用 婚姻を機に行った町内住宅への引越費用のうち、 引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

<u>(6)</u> (略)

(7) 住宅賃借費用 婚姻を機に新婚夫婦が町内に賃借した民間賃 貸住宅等に係る費用のうち、賃貸借契約に定められた賃借料、敷金、 礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、 管理費、駐 車場使用料その他の住居以外の費用を除く。

(8)(略)

[削除]

[新設]

[新設]

〔新設〕

(2) (略)

(3) 家賃

______賃貸借契約に定められた賃借料<u>の月額</u> _____をいう。ただし、<u>共益費、</u>管理費、駐

車場使用料その他の住居以外の費用を除く。

(4)(略)

(5) 補助開始月 補助対象世帯の要件を満たした最初の月をいう。

(補助対象世帯)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる<u>夫婦</u>(以下「補助対象<u>夫婦</u>」 という。)は、新婚<u>夫婦</u>であって、以下のいずれにも該当する<u>夫婦</u>と する。
 - (1) 補助金の交付申請日において、新婚夫婦の双方又は一方の住 民票の住所が、申請に係る住宅(以下、「当該住宅」という。)と なっていること。

(2) • (3) (略)

[削除]

- (4) 新婚夫婦<u>の一方又は双方</u>が過去に<u>国の「地域少子化対策重点</u> 推進交付金」の活用に基づく補助金(他の地方自治体が実施するも <u>のを含む。)</u>の交付を受けていないこと。
- (5) 新婚夫婦又の一方又は双方が、暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定 する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の<u>額は、当該住宅に係る住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、引越費用、住宅賃借費用の合計額のうち、当該年度内に現</u>に支払った額から住宅手当を控除した額(以下、「補助対象経費」と

(補助対象世帯)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる<u>世帯</u>(以下「補助対象<u>世帯</u>」という。)は、新婚<u>世帯</u>であって、以下のいずれにも該当する<u>世帯</u>とする。
 - (1) 住所を有する新婚世帯で、平成28年4月1日以降に新たに 町内の民間賃貸住宅等の契約をし、入居した者であ

ること。この場合において、平成28年4月1日以降、婚姻 の届出をした夫婦にあっては、婚姻の届出をした日以前から新婚夫 婦いずれかの入居契約をしていた民間賃貸住宅等であっても婚姻の 届出の日をもって夫婦による契約をし、入居したものとみなす。

- (2) (3) (略)
- (4) 家賃を滞納していないこと。

_____の<u>認定</u>を受けていないこと。

(6) 世帯員全員 が、暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定 する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の月額は、家賃

から住宅手当を控除した額

<u>いう。)</u>とする。ただし、1世帯当たり<u>600,000</u>円を限度とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

2 <u>当該年度に受けた補助金の額が、前項に定める額に満たない場合は、</u> 翌年度にその残額と翌年度内に現に支払った補助対象経費とを比較し て低い方の金額を申請することができる。

[削除]

- 3 前項の規定にかかわらず、<u>翌年度の補助金の交付申請より前</u>に、<u>次</u> の各号に規定するいずれかの事由により資格の喪失があったときは、 その事由の発生した<u>日の前日までに現に支払った額</u>を補助対象<u>経費</u>と する。
- (1) 前条に規定する補助対象夫婦の要件を有しなくなったとき。
- <u>(2)</u> 補助対象夫婦が離婚したとき。
- (3) 補助対象夫婦のいずれか一方が当該住宅から転居したとき。 ただし、子どもの出産又は出産予定、仕事の都合等による一時転居 の場合を除く。
- (4) 補助対象夫婦又は補助対象夫婦のいずれか一方が死亡したとき。

[削除]

- _____とする。ただし、1世帯当たり<u>月額20,000</u>円を限度とし、 1,000円未満は切り捨てるものとする。
- 2 <u>家賃補助を行う期間は、補助開始月から24月を限度とし、各年の</u> 補助対象期間は、次の表のとおりとする。

初年分	第2年分	<u>第3年分</u>
補助開始月から当該	1月から当該年の12月	24月に達しない場合の
年の12月までの入居月	までの入居月数	残りの補助対象月数分
<u>数</u>		

3 前項の規定にかかわらず、補助期間中に、第9条 に規定する事由により資格の喪失があったときは、その事由の発生した月までする。

[新設]

〔新設〕

[新設]

〔新設〕

(認定の申請)

第5条 補助金の交付の申請をすることができる者は、新婚夫婦のうち

[削除] (補助金の交付申請) 第5条補助対象夫婦が、補助金の 交付を受けようとするときは、東彼杵町結婚新新生活支援事業補助金 交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に 申請しなければならない。 (1) 新婚夫婦を含む世帯全員の住民票の写し (2) 新婚夫婦の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書 (3) 住宅取得費用を申請する場合においては、売買契約書又は工 の賃貸借契約の締結者(次項において「申請者」という。)とする。

2 申請者は、東彼杵町結婚新生活支援補助金受給資格認定申請書に次 の各号に掲げる書類を添えて、受給資格の認定(以下「認定」という。) を町長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 新婚夫婦の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(認定の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに第3 条に規定する資格の有無を審査の上、認定の可否を決定し、その旨を 東彼杵町結婚新生活支援補助金受給資格認定通知書により通知するも のとする。

(補助金の交付申請)

第7条 <u>認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は</u>、補助金の 交付を受けようとするときは、_____

次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、交付申請期間は、補助対象年の翌年1月から3月までとする。

[新設]

〔新設〕

〔新設〕

事請負契約書等の写し

- (4) 住宅のリフォーム費用を申請する場合においては、工事請負 契約書又は請書の写し
- (5) 住宅賃借費用を申請する場合においては、賃貸借契約書の写 し
- <u>(6)</u> <u>前条第1項に定める補助対象経費</u>を支払ったこと<u>が</u>証明できる書類

(7) (略)

(8) (略)

(9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、第4条第1項及び同条第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の可否を決定し、その旨を通知するとともに、補助金の交付を決定した者にあっては、併せて補助金の確定額を通知するものとする。

〔削除〕

〔新設〕

[新設]

<u>(1)</u> <u>家賃領収書又は家賃</u> を支払ったこと<u>を</u>証明できる書類

(2) (略)

(3) (略)

〔新設〕

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条 の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査 等により、補助金の交付の可否を決定し、その旨を通知するとともに、補助金の交付を決定した者にあっては、併せて補助金の確定額を通知するものとする。

(補助資格の喪失)

- 第9条 補助対象世帯は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その 資格を喪失するものとする。
 - <u>(1)</u> 第3条に規定する補助対象世帯の要件を有しなくなったとき。
 - (2) 補助の対象となる夫婦が離婚したとき、又は夫婦のいずれか 一方が他の住宅へ転居(子供の出産又は出産予定、仕事の都合等に

〔削除〕

[削除]

(補助金の変更及び取消し)

第7条 町長は、補助対象夫婦が

不正に

補助金の交付を受けていた場合は、<u>第5条</u>の規定により決定した内容について、変更し、又は取り消すものとする。

(雑則)

よる一時転居の場合を除く。)したとき。

- (3) 夫婦又は夫婦のいずれか一方が死亡したとき。
- (4) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

(補助の継続)

- 第10条 補助対象世帯が町内の他の民間賃貸住宅等に転居した場合で あっても、引き続き第3条の要件を満たす場合は、継続して補助を受 けることができる。
- 2 前項の規定に基づき継続して補助を受ける場合は、次条に規定する 届出に加え、第5条に掲げる書類(第2号及び第3号を除く。)を添 えて町長に届出しなければならない。

(受給資格者の報告義務)

第11条 受給資格者は、第9条の規定により資格が喪失する場合又は 前条の規定により補助の継続を受ける場合若しくはこの要綱に定める 提出書類の記載内容に変更があった場合は、東彼杵町結婚新生活支援 補助金変更承認申請書に当該変更を証する書類を添えて、町長に速や かに届け出なければならない。

(補助金の変更及び取消し)

第12条 町長は、<u>受給資格者が第9条の規定に該当する場合又は</u>不正 に補助金の交付を受けていた場合は、<u>第6条又は第8条</u>の規定により 決定した内容について、変更し、又は取り消すものとする。

(雑則)

第13条 (略) 第8条 (略) 様式第1号(第5条関係) 様式第1号(第5条関係) (略) (略) 様式第2号(第6条関係) 様式第2号(第6条関係) (略) (略) 様式第3号 様式第3号(第7条関係) (略) (略) 様式第4号 (略) 様式第4号(第8条関係) (略) 様式第5号(第12条関係) (略) 様式第6号 (略) 別添資料1 (略)

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、次の各号のいずれかに該当する夫婦については令和5年度における補助対象夫婦とし、この要綱による改正後の東彼杵

町結婚新生活支援事業費補助金第4条の規定にかかわらず、補助上限額を480,000円とする。ただし、令和3年度及び令和4年度に補助金の交付 決定を受けている者は、480,000円から既交付決定額を差し引いた金額を補助上限額とする。

- (1) 改正前の東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱(以下、「旧要綱」という。)第6条の規定により令和3年度以降に受給資格の認定を受けている者
- (2) 前号の認定を受けておらず、令和4年6月22日から令和5年2月末日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、旧要綱第2条第1項第1号 及び第3条に該当する夫婦

東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者 住所 氏名 電話番号

東彼杵町結婚新生活支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同 要綱第5条の規定により、【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1 婚姻日**1	年 月 日							
2 夫婦の氏名	(夫)				(妻)			
3 夫婦の生年月日	(夫)	年	月	田	(妻)	年	月	日
4補助対象経費の	□住宅取得費用 ^{※2} □住宅のリフォーム費用 ^{※3}							
種類	□住宅賃借費用※4 □引越費用 □経過措置							
5申請に係る住宅	/r:							
の取得(賃借)日	年 月 日							
6申請区分	□新規 □継続 □経過措置							
7 既交付決定額	円							
8補助対象経費※5	円							
9住宅手当等の額※6	円							
10 今回申請額	円							

【誓約・同意事項】(確認後□にチェック)

- □ 申請に係る夫婦の双方又は一方は、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」の 活用に基づく補助金(他の地方自治体が実施するものを含む。)の交付を受けていませ ん。
- □ 申請に係る夫婦の双方又は一方は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者ではありません。
- □ 交付決定に際し必要な住民基本台帳情報、生活保護の受給情報等の公簿等の確認を行 うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。なお、公簿 等により確認できない場合は、関係書類を提出します。

様式第1号(第5条関係)

添付書類

□※1について 新婚世帯の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書

□※2について 売買契約書又は工事請負契約書等の写し

□※3について 工事請負契約書又は請書の写し

□※4について 賃貸借契約書の写し

□※5 について 対象経費を支払ったことを証明できる書類

□※6について 住宅手当等が確認できる書類(様式第4号)

東彼企第 号

年 月 日

東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金交付決定及び確定通知書

様

東彼杵町長

年 月 日付で申請のありました東彼杵町結婚新生活支援事業補助金交付申請につきまして、金 円を交付することに決定し、併せて内容を審査した結果、その額を確定したことを通知します。

東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金支払請求書

年	月	日

東彼杵町長 様

申請者住所 〒

氏 名電話番号

年 月 日付 東彼 第 号で交付決定のあった東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金 の支払いを受けたいので、下記のとおり請求します。

記

振込先

金融機関名	支店名	
口座種別	口座番号	
フリガナ		
氏 名		

住宅手当支給証明書

東彼杵町長 様

(給与等の支払者情報)

所在地 〒 -

名称担当部局名電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所 〒 − 氏名

- 2 住宅手当支給状況
 - (1) 支給している

年 月分から 年 月分まで 住宅手当月額 円

(2) 支給していない

(注意事項)

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に支給するすべての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。支給している場合は、4月分から3月分までの住宅手当月額を記入してください。この期間中に住宅手当月額が変更になった場合は、変更になった月と変更前の住宅手当月額、変更後の住宅手当月額を記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
- 4 住宅賃借費用に係る申請をする場合は住宅手当支給の有無にかかわらずこの証明書を提出して ください。申請者以外の人であっても当該賃貸住宅に対して住宅手当が支給されている場合は、 この証明書が必要です。